

# 令和6年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書

## 申請前に必ず確認してください

◆ 以下の方は、この申請書で授業料免除、または徴収猶予の申請ができます。

1. 大学院生・別科生・外国人留学生 **(対象は正規生のみ)**
2. 学部生で、日本学生支援機構給付奨学金「対象外」の方
  - (1) 高校の卒業年度等が理由(※1、※2)で、日本学生支援機構給付奨学金に申し込めない方  
※1 高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過した方(いわゆる3浪以上の方)  
※2 高卒認定試験合格者で、受験資格取得年度初日から認定試験合格日の属する年度末日まで5年経過の方
  - (2) 日本学生支援機構給付奨学金に、「家計基準外」で申請できない方
  - (3) 日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、支援区分が「支援なし」の方
  - (4) (1) ※1に該当しない方(いわゆる2浪以内の方)で、他大学において日本学生支援機構給付奨学金に採用歴のある方
3. 2019年度以前の学部入学者で、日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分免除を希望する方
4. 2019年度以前の学部入学者で、9月に日本学生支援機構給付奨学金(2次採用)に申し込む予定だが、
  - ・不採用だった場合、現行制度の授業料免除・徴収猶予を希望する方
  - ・または新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分免除を希望する方

【注意】2020年度以降の学部入学者で、2浪以内で本学に入学した方は、**徴収猶予のみ**申請できます。免除申請はできません。

◆ 以下の方は、この申請書で**授業料免除の申請ができません**。

1. 2020年度以降の学部入学者のうち2浪以内の方で、9月に日本学生支援機構給付奨学金に申し込む予定の方  
本学公式Webサイト > 学生生活 > 奨学金制度 > 日本学生支援機構奨学金制度 > 在学採用  
上記にある申請フォームから給付奨学金の資料請求を行ってください。

**資料請求時期：令和6年8月下旬**

## 申請にあたっての注意点(全学生共通)

- ◆ 授業料免除・徴収猶予の申請は、前期に「前期分・後期分」をまとめて申請できます。ただし、前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。後期分の選考結果も必ず確認してください。
- ・それぞれの申請期間に、前期分のみ、後期分のみの申請も可能です。
  - ・前期に後期分をまとめて申請した場合は、後期に申請する必要はありません。ただし、前期申請時(4月1日現在)と後期申請時(10月1日現在)で申請内容(世帯・就学・家計状況等)に変更が生じた場合は、後期の申請期間に改めて後期分を申請してください。
  - ・前期申請後に、財団等の給付奨学生に採用(または継続)された方については、収入状況について、修正申告を行う必要があります。
  - ・前期に後期分もまとめて申請したものの、後期から休学、前期で退学する場合等は、後期分申請を取り下げる必要があります。早めに窓口に出してください。
- ◆ 今回の申請は、**令和6年度のみ有効**です。令和7年度以降も在学し、授業料免除・徴収猶予を希望する場合は、来年度改めて申請してください。

◆ 書類の提出期限、不備対応の期限を厳守してください。

提出書類に不備があった場合、Web サイト掲載の「入学料・授業料の免除および徴収猶予申請 不備書類の再提出期限の厳格化について」に基づき処理します。

◆ 提出前に申請書類のコピーを取り、お手元に保管してください。

◆ 授業料免除・徴収猶予に申請した方は、**選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。**

◆ 申請書の内容が事実と異なることが判明した場合は、免除または徴収猶予の結果を取り消します。

## 2020 年度以降入学者の授業料免除・徴収猶予について（学部生のみ）

◆ 2020 年度から始まった高等教育の修学支援新制度により、2020 年度以降入学の学部生の授業料免除・徴収猶予は、以下のとおり実施します。

入学区分	申請種別	申請可・・・○		申請不可・・・×		
		授業料 免除	授業料 徴収猶予	必要書類		
2020 年度 以降 学部入学	(1)3浪以上	○	○	-		
	2浪以内	(2)新制度で「家計基準外」	×	○	シミュレーション結果	
		(3)新制度に採用されているが、 適格認定で「支援なし」	×	○	スカラ PS 詳細情報画面 「支援なし」が確認できる スクリーンショット	
		(4)新制度の2次採用に申請予定	×	○	-	
		(5)他大学で日本学生支援機構 給付奨学金の採用歴あり	×	○	スカラ PS 詳細情報画面 「給付履歴」が確認できる スクリーンショット	

スカラ PS=スカラネットパーソナル

**(1) 高校の卒業年度等が理由で（※1、※2）で、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない方**

※1 高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過した方（いわゆる3浪以上の方）

※2 高卒認定試験合格者で、受験資格取得年度初日から認定試験合格日の属する年度末日まで5年経過の方

本学独自の、新しい授業料免除制度に申請できます。新しい制度の基準に該当すれば、授業料免除および残額の徴収猶予を実施します。新しい制度の基準で免除不許可となり、現行の徴収猶予の基準に該当すれば、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

**(2) 日本学生支援機構給付奨学金に、「家計基準外」で申請できない方**

**(3) 日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、支援区分が「支援なし」の方**

**(4) 9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する方**

**(5) 上記(1)の※1に該当しない方（いわゆる2浪以内の方）で、他大学において日本学生支援機構給付奨学金の採用歴がある方**

上記(2)～(5)に該当する方は、**現行の授業料免除には申請できません。徴収猶予のみ申請できます。**現行の徴収猶予の基準に該当すれば、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

## 2019年度以前入学者への経過措置について（学部生のみ）

- ◆ 2020年度から始まった高等教育の修学支援新制度により、2019年度以前入学の学部生で、新制度の対象外となる方、または新制度で免除額が減少する方について、以下のとおり経過措置の支援を実施します。
- ◆ 家計基準および学力基準は、最新の状況で判定します。既に新制度に申請済みでも、この申請書の必要書類はすべて提出してください。
- ◆ 免除額は、予算の範囲内で決定します。必ずしも前年度と同様の結果とは限りませんので、ご了承願います。
- ◆ 本措置は、国の予算編成の状況を踏まえ、実施を決定します。必ずしも令和7年度以降に継続するとは限りませんので、ご了承願います。

(1) 高校の卒業年度等が理由で（初めて高校を卒業後、本学入学までが3年以上、いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない方

(2) 日本学生支援機構給付奨学金に、「家計基準外」で申請できない方

上記(1)(2)の方で、現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当すれば、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

(3) 日本学生支援機構給付奨学金に採用されていて、以下いずれかの方

・支援区分が「支援なし」

・新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ないため、差額分免除を希望する

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当すれば、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

現行の授業料免除の基準で選考を行い、現行制度と新制度の結果を比較し、新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分を免除します。

(4) 9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申し込む予定で、以下いずれかの方

・不採用だった場合、現行制度の授業料免除・徴収猶予を希望する

・新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ないため、差額分免除を希望する

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当すれば、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

現行の授業料免除の基準で選考を行い、現行制度と新制度の結果を比較し、新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分を免除します。

現行制度の免除・徴収猶予または差額分免除を希望する方は、まず現行制度（この申請書）に申し込み、忘れずに新制度（日本学生支援機構 在学2次採用）にも申し込んでください。

現行制度のみ申請し、新制度に申請しなかった場合、現行制度の申請は取り下げとなります。

## 授業料免除制度とは

授業料免除は、以下申請条件のいずれかに該当する場合、家計基準および学力基準により、前期・後期ごとに選考し、授業料の一定額を免除する制度です。なお、本制度の基準に該当していれば、授業料徴収猶予にも申請できます。

### ◆ 申請条件

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合。
- (2) 授業料の納期前1年以内（※）に、申請者の主たる家計支持者の死亡、または申請者本人もしくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合。  
ただし「独立生計者」「留学生」で、申請者本人または配偶者が「主たる家計支持者」と認定された場合は、申請者本人の両親が亡くなくても適用できません。

※死亡または災害発生の翌期および翌々期の免除申請が可能です。ただし、死亡または災害発生の時期がその期の授業料納付期以前であるときは、その期および翌期の免除申請が可能です。

- (3) 原則として、最短修業年限を超えた在学者は申請できません。ただし、特別な事由があると認められる場

合は、指導教員の推薦書（申請書様式の【M票】）に基づき審査の対象となります。

## ◆ 家計基準 1（大学院生・別科生・外国人留学生・2019年度以前入学の学部生）

### 1. 家計基準の算定方法

家計基準は、申請者世帯の「家計評価額」（総収入金額から、必要経費・所定の控除額・世帯人員ごとの収入基準額を差し引いて計算）を算定して審査します。特例基準適用者は、ケースにより家計基準が若干緩和された基準で審査します。

### 2. 収入限度額

下表は家計基準の目安として、モデルケース世帯を想定した収入限度額の一覧表です。世帯構成や所得の種類、特別事情（母子・父子家庭等）により異なりますが、申請にあたり概ね下表を目安としてください。「給与収入額」「所得額」は、同一生計の家族全員分の合計収入を指します。なお、予算の都合により基準内の方でも免除とならない場合がありますのでご了承ください。

#### <収入・所得 限度額目安表>

課程	家族構成 (注3)	給与収入額 (注1)		所得額 (注2)	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	578.5万円	641.4万円	343.0万円	387.0万円
	3人世帯	565.7万円	628.5万円	334.0万円	378.0万円
	4人世帯	645.7万円	692.0万円	390.0万円	434.0万円
修士課程	2人世帯	612.8万円	669.0万円	367.0万円	411.0万円
	3人世帯	605.7万円	664.0万円	362.0万円	406.0万円
	4人世帯	678.0万円	722.0万円	420.0万円	464.0万円
博士後期課程	2人世帯	739.0万円	783.0万円	481.0万円	525.0万円
	3人世帯	753.0万円	797.0万円	495.0万円	539.0万円
	4人世帯	821.0万円	865.0万円	563.0万円	607.0万円

(注1) 給与収入額とは、源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

(注2) 所得額とは、確定申告等での売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額（所得金額欄）を指します。

(注3) 上表では、例として以下のような家族構成を想定しています。また「自宅通学」は学生本人が世帯主と同じ家から通学、「自宅外通学」はアパート・寮等で一人暮らしをしている場合です。

2人世帯…父または母（主たる家計支持者）＋本人

3人世帯…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦または家計支持者）＋本人

4人世帯…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦または家計支持者）＋本人＋就学者（公立高校・自宅通学）の兄弟

## ◆ 家計基準 2（2020年度以降入学の3浪以上の学部生）

### 1. 家計基準の算定方法

家計基準は、申請者本人と家計支持者の（都道府県民税「所得割額」＋市町村民税「所得割額」）×3/5を算定して審査します。

### 2. 収入限度額

下表は家計基準の目安として、モデルケース世帯を想定した収入限度額の一覧表です。世帯構成や所得の種類により異なりますが、申請にあたり概ね下表を目安としてください。なお、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

<収入・所得 限度額目安表> 多子世帯の限度額目安は（注4）参照のこと

家族構成（注3）	給与収入額（注1）	所得額（注2）
2人世帯	402.0万円	272.0万円
3人世帯	457.0万円	311.0万円
4人世帯①	461.0万円	348.0万円
4人世帯②	父 409.0万円 母 155.0万円	父 262.0万円 母 155.0万円
5人世帯	父 461.0万円 母 100.0万円	父 353.0万円 母 100.0万円

（注1）給与収入額とは、源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

（注2）所得額とは、確定申告等での売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額（所得金額欄）を指します。

（注3）上表では、例として以下のような家族構成を想定しています。

2人世帯 …父または母（主たる家計支持者）＋本人

3人世帯 …父または母（主たる家計支持者）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

4人世帯①…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

4人世帯②…父（主たる家計支持者）＋母（給与所得者）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

5人世帯 …父（主たる家計支持者）＋母（パート）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟＋就学者（中学生）の兄弟

（注4）令和6年度より新たに多子世帯の中間層（限度額目安は 600～800 万程度：世帯構成により異なる）への支援の拡充を行います。多子世帯の考え方については p.15【C 票-1】1(6)に記載。

◆ 学力基準（全学生共通）

1. 学部1年次および別科1年次で、下記いずれかに該当

- (1) 調査書に記載の評定平均値が、3.2以上
- (2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する学科(専攻)で上位3分の1以内
- (3) 国の行う大学入学資格検定試験に合格

2. 学部2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たし、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上、または学年成績が本人の属する学科（専攻）で上位3分の1以内

3. 別科2年次

前年度までに履修した単位が「優」以上

4. 修士課程1年次および博士後期課程1年次で、下記いずれかに該当

- (1) 修士課程なら学部の成績、博士後期課程なら修士課程の成績で修得した単位中、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上
- (2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する専攻で上位3分の1以内

5. 修士課程2年次および博士後期課程2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たし、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上、または学年成績が本人の属する専攻で上位3分の1以内

（別表）標準修得単位数

学部2年次：30単位	学部3年次：60単位	学部4年次：90単位
修士2年次：10単位		
博士2年次：4単位	博士3年次：8単位	

（注1）「標準修得単位数」は、該当年次の前年度までに修得しなければならない単位数です。

（注2）修得単位には「教職科目」「学芸員科目」は含めません。

（注3）修得単位が皆無もしくは極めて少ない方、留年している方、在学期間が最短修業年限（休学期間を除き、学部4年、修士2年、博士3年）を超えた方は、原則として免除の対象になりません。ただし、病気・留学など特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の【M票】）に基づき審査の対象となります。

## 【特例基準適用者】

上記の学力基準に合致しなくても、次の「特例事項」に該当すれば、「特例学力基準」（記載省略。詳細は教務係または学生課に問い合わせ）の規定に基づき審議します。

- (1) 生活保護法による被保護世帯およびこれに準ずると認められる世帯
- (2) 障害者および障害者のいる世帯
- (3) 長期療養者のいる世帯
- (4) 原子爆弾による被爆者および被爆者の子弟
- (5) 母子・父子世帯

## 授業料徴収猶予制度とは

授業料徴収猶予は、以下申請条件のいずれかに該当する場合、家計基準および学力基準により、前期・後期ごとに選考し、授業料の延納を認める制度です。ただし、猶予が認められても納付期限（前期は9月末、後期は1月末）を越えることはできませんのでご注意ください。

### ◆ 申請条件

- (1) 経済的理由により期限までに授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合。
- (2) 授業料の納期前1年以内（※）に、申請者の主たる家計支持者の死亡、または申請者本人もしくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合。ただし「独立生計者」「留学生」で、申請者本人または配偶者が「主たる家計支持者」と認定された場合は、申請者本人の両親が亡くなっても適用できません。  
※死亡または災害発生の翌期および翌々期の免除申請が可能です。ただし、死亡または災害発生の時期がその期の授業料納付期以前であるときは、その期および翌期の免除申請が可能です。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合。
- (4) 原則として、最短修業年限を超えた在学者は申請できません。ただし、特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の【M票】）に基づき審査の対象となります。

### ◆ 猶予の期限

前期分授業料：9月末まで延納 後期分授業料：1月末まで延納

※免除申請の結果が「一部免除」となり、残額が「延納」となることもあります。

### ◆ 家計基準

1. 大学院生・別科生・外国人留学生・2019年度以前入学の学部生・2020年度以降入学の2浪以内の学部生  
前述の授業料免除の「家計基準1」から若干緩和された基準で審査します。

2. 2020年度以降入学の3浪以上の学部生

前述の授業料免除の「家計基準2」により「一部免除許可」となった場合は、同基準で残額の徴収猶予を実施します。授業料免除の「家計基準2」により「免除不許可」となった場合の徴収猶予については、授業料免除の「家計基準1」から若干緩和された基準で審査します。

### ◆ 学力基準

1. 学部1年次および別科1年次で、下記いずれかに該当

- (1) 調査書に記載の評定平均値が、2.5以上
- (2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する学科(専攻)で上位3分の2以内
- (3) 国が行う大学入学資格検定試験に合格

2. 学部2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たし、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上、または学年成績が本人の属する学科（専攻）において上位3分の2以内

3. 別科2年次

前年度までに履修した単位が「良」以上

#### 4. 修士課程1年次および博士後期課程1年次で、下記いずれかに該当

- (1) 修士課程なら学部の成績、博士後期課程なら修士課程の成績で修得した単位中、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上
- (2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する専攻で上位3分の2以内

#### 5. 修士課程2年次および博士後期課程2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たし、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上、または学年成績が本人の属する専攻で上位3分の2以内

##### (別表) 標準修得単位数

学部2年次：30単位	学部3年次：60単位	学部4年次：90単位
修士2年次：10単位		
博士2年次：4単位	博士3年次：8単位	

(注1) 「標準修得単位数」は、該当年次の前年度までに修得していなければならない単位数です。

(注2) 修得単位に「教職科目」「学芸員科目」は含めません。

(注3) 修得単位が皆無もしくは極めて少ない方、留年している方、在学期間が最短修業年限（休学期間を除き、学部4年、修士2年、博士3年）を超えた方は、原則として免除の対象となりません。ただし、病気・留学など特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の【M票】）に基づき審査の対象となります。

##### 【特例基準適用者】

上記の学力基準に合致しなくても、次の「特例事項」に該当すれば、「特例学力基準」（記載省略。詳細は教務係または学生課に問い合わせ）の規定に基づき審議します。

- (1) 生活保護法による被保護世帯およびこれに準ずると認められる世帯
- (2) 障害者および障害者のいる世帯
- (3) 長期療養者のいる世帯
- (4) 原子爆弾による被爆者および被爆者の子弟
- (5) 母子・父子世帯

## 決定・納付のスケジュール

### ◆ 決定

授業料免除および授業料徴収猶予は、前期分は7月下旬、後期分は11月下旬に決定する予定です。結果は、CampusPlanに登録されている保証人住所宛（留学生は本人宛）へ、郵送で通知します。保証人やご自身が転居した際は、直ちにCampus Plan情報の更新を行ってください。

本学公式 Web サイト : HOME > 学生生活 > 教務システム > 教務システム CampusPlan  
<https://www.geidai.ac.jp/life/cp/campusplan>

### ◆ 授業料の納付

#### 1. 「免除不許可」「一部免除」「徴収猶予不許可」の方

大学から決定を通知された日から起算して30日以内（※）に、全額または免除の残額を納付してください。

#### 2. 「徴収猶予許可」の方

所定の期日（前述のとおり）まで納付が猶予されます。後日、大学から通知された期日（※）までに納付してください。

※具体的な納付期限については、結果通知時にお知らせします。

## 修学支援奨学金（給付型）について

改訂後の授業料が適用される学年のみを対象とする奨学金制度です。「申請要領」も参照してください。授業料を納付した後は一切申請できませんので、ご注意ください。

#### 1. 奨学金の概要

家計基準を満たしていても学力基準外で「免除不許可」の学生に、一人あたり半期5万円が給付されます。

#### 2. 対象者

令和6年度（2024年）は、学部生は2023年度・2024年度入学者、大学院生は2020年度以降入学者で、**授業料免除申請者が対象**です。必ず授業料免除と一緒に申請してください。

#### 3. 申請方法

授業料免除・徴収猶予申請書【B票-1】に記載の申請項目4にチェックを入れてください。

#### 4. 結果通知

授業料免除の結果通知と同時期に、学生本人宛メールで該当者にのみ通知します。

#### 5. 奨学金の振り込み

給付決定後に、振込口座（本人名義）の登録手続きを行い、前期分は8月末、後期分は12月末までに口座に送金予定です。

## 申請書の受付

### ◆ 提出書類

【A票】【B票-1】【C票-1】【C票-2】【D-1票】【E票】【I票】は全員提出です。

それ以外は「該当者のみ提出」に自分があてはまるか、よく確認してください。

また、各票に記載された証明書類もあわせてご提出ください。

### ◆ 提出期限

【期限厳守】令和6年9月4日（水）当日消印有効 下記の提出先に書留速達で郵送してください。

期限まで余裕がある場合は速達でなくても構いませんが、必ず配達記録の残る方法で郵送してください。

封筒の表に「**授業料免除申請書在中**」と朱書きで記入してください。

**※期限を過ぎた場合は、理由にかかわらず一切受理できません。**

### ◆ 提出先



## 美術学部・美術研究科

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学 美術学部 教務係

## 音楽学部・音楽研究科

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学 音楽学部 学生募集係

## 映像研究科

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-44 東京藝術大学 映像研究科事務室 教務係

## 国際芸術創造研究科

〒120-0034 東京都足立区千住1-25-1 東京藝術大学 千住校地事務室 教務係

### ◆【M票】の提出方法

特別事情者の指導教員推薦書【M票】は、対面の面接ができない場合は、以下のとおり提出してください。

#### 美術学部・美術研究科

指導教員と相談し、電話・メールを使って面接を行ってください。その上で、指導教員に【M票】の作成をお願いし、上記の提出期限までに、他の申請書類と一緒に教務係に提出してください。

#### 音楽学部・音楽研究科

指導教員にWebサイトのデータファイルをダウンロード・印刷していただき、電話・メールを使って面接を行ってください。面接方法は各自指導教員と相談して決めてください。その上で、上記の提出期限までに、指導教員から直接、学生募集係に提出していただいでください。

#### 映像研究科

指導教員にWebサイトのデータファイルをダウンロード・印刷していただき、電話・メールを使って面接を行ってください。面接方法は各自指導教員と相談して決めてください。その上で、上記の提出期限までに、指導教員から直接、教務係に提出していただいでください。

#### 国際芸術創造研究科

学籍番号と氏名のみ記入し、他の申請書類と一緒に郵送で提出してください。

### ◆お問い合わせ先

#### 申請全般・不明点について

美術学部 教務係 : [bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp](mailto:bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp)  
音楽学部 学生募集係 : [music.admissions@ml.geidai.ac.jp](mailto:music.admissions@ml.geidai.ac.jp)  
映像研究科 教務係 : [eizo.kyomu@ml.geidai.ac.jp](mailto:eizo.kyomu@ml.geidai.ac.jp)  
国際芸術創造研究科 教務係 : [senju.kyomu@ml.geidai.ac.jp](mailto:senju.kyomu@ml.geidai.ac.jp)  
学生課 奨学係 : [syogaku@ml.geidai.ac.jp](mailto:syogaku@ml.geidai.ac.jp)

#### 授業料の納付について

財務会計課 経理係 : [kaikei-keiri@ml.geidai.ac.jp](mailto:kaikei-keiri@ml.geidai.ac.jp)

# 留学生(私費外国人)の提出書類と注意点

以下の在留資格の方→【A票】(p. 12)に進む(学部生の修学支援新制度対象者を除く)

以下の在留資格以外の方→本注意点(p. 10-11)を熟読し申請手続きを行うこと

(1) 法定特別永住者
(2) 永住者
(3) 日本人または永住者の、配偶者等
(4) 定住者(将来、永住の意思がある方)
(5) 家族滞在(下記の要件①②とも満たす方) <b>要件①</b> 【A】日本の小中学校等、高等学校等を卒業している。 または 【B】小学校等を卒業する年齢の前に日本滞在歴があり、 日本の中学校等、高等学校等を卒業するなど、【A】と同等と認められる。 <b>要件②</b> 日本に定着して就労する意思がある。

- ・書類の記入・提出とも、**父母については不要**、**日本在住の家族(配偶者と子)については必要**
- ・日本語以外の書類には、必ず**翻訳を添付・記入**

## ■必ず提出

※ここでいう家族＝日本在住の家族(配偶者と子)

票	書類名	注意点と添付書類
A票	令和6年度 授業料免除・徴収猶予申請書 提出時チェックリスト	
B票-1	令和6年度 授業料免除・徴収猶予申請書	
C票-1	家計一覧票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学生本人および家族</u>について記入</li> <li>・一番下「留学生」に○を付ける</li> </ul>
C票-2	家計一覧票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番上「通学種別控除」は「自宅」を選択</li> </ul>
D票-1	住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学生本人および家族</u>分</li> <li>・新しく日本に入国し、3ヵ月を超えて滞在する場合、入国から14日以内に居住地の区役所等で「住民登録」が必要 <u>住民登録が済めば、「住民票」は即日発行可能</u></li> <li>・渡航したばかりで「住民登録」が未完了の場合、先に「在留カード」コピーを提出し、<u>後日必ず「住民票」を提出</u></li> <li>・<b>「在留カード」のみの提出は不可</b></li> </ul>
E票	課税証明書/所得証明書または 非課税証明書  <b>令和6年度(令和5年分)</b> ↑役所での申請時、年度に注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学生本人および家族</u>分</li> <li>・<u>今年1月1日に日本に居住している場合は発行可能なので</u>、居住している市区町村の役所に申請</li> <li>・<u>今年1月2日以降に転居している場合は、転居前の市区町村の役所に申請</u></li> <li>・<u>今年1月1日に日本に居住していない場合は、E票の余白に<u>入国日</u>を記入</u></li> </ul>

I 票	<p>学生本人のアルバイト等申告書</p> <p>①現在継続しているアルバイト ②本国からの仕送り・援助</p> <p>③日本学術振興会特別研究員 研究奨励金</p> <p>④給付(返還不要)奨学金</p> <p>⑤収入なし</p> <p>「4. 学生本人の1ヵ月当たり 家計状況」の記入</p>	<p>①前年の源泉徴収票、または直近3ヵ月の給与明細を提出</p> <p>②通帳コピー・アプリ画面など、送金額がわかるものを提出 ※直近1年分をそろえ、日本語訳を記入する ※仕送り部分にマーカーをする ※円換算の記入と、為替レートの根拠資料をつける</p> <p>③採用決定通知を提出</p> <p>④採用決定通知、または受給額がわかる資料を提出</p> <p>⑤「4. 学生本人の1ヵ月当たり家計状況」の「預貯金取り崩し」 に記入 預貯金額(1年間分)が確認できるものを提出(通帳コピー ・アプリ画面など) ※日本語訳を記入 ※円換算の記入と、為替レートの根拠資料をつける</p> <p>※収入合計=支出合計とする ※収入の「アルバイト、仕送り・援助」合計は、「1.」平均月額 の合計と同額になることを確認 ※配偶者の収入は、「その他」に含めること ※「申請者氏名」に署名する</p>
-----	--	---

### ■該当すれば提出

※ここでいう家族=日本在住の家族(配偶者と子)

票	書類名	注意点と添付書類
F 票	<p>給与所得計算書</p> <p>①家族に給与収入がある ②児童手当を受けている</p>	<p>①前年の源泉徴収票、または今後の支払見込証明書を提出</p> <p>②受給通知書、または振込がわかる通帳コピー等を提出</p>
G 票	<p>給与所得以外計算書</p> <p>家族が自営業</p>	<p>・最新の確定申告書(第一表・第二表)、または直近3ヵ月の帳簿を提出</p>
J 票	<p>本人以外の「国立学校」就学者 状況票</p> <p>家族が国立学校に就学</p>	<p>・学校担当者に授業料免除状況を証明してもらう</p> <p>・コピー不可</p>
K 票-1	<p>特別控除計算書</p> <p>家族が大学等に就学</p>	<p>・学生証(両面)を提出</p> <p>・J票を出せば、K票-1と学生証コピーは不要</p>
K 票-2	<p>特別控除計算書</p> <p>家族が国立学校に就学し 授業料免除を受けている</p>	<p>・免除額を差し引いた金額を記入</p>
K 票-3	<p>特別控除計算書</p> <p>学生本人または家族が障害者</p>	<p>・障害者手帳コピーを提出</p>
K 票-4	<p>特別控除計算書</p> <p>学生本人または家族が長期 療養者</p>	<p>・同じ病気等で6ヵ月以上治療継続または継続見込み</p> <p>・発行3ヵ月以内の医師の診断書を提出</p> <p>・直近1年分以内の病院・薬局等の領収書を提出</p>
M 票	<p>特別事情者の指導教員推薦書</p>	<p>・留年や標準修業年限超過者など</p> <p>・事由が病気なら、診断書を提出</p>
—	<p>成績証明書</p>	<p>・新入生で、他大学から本学の修士・博士後期課程に進む者</p> <p>・コピー不可</p>

### 西暦・和暦 早見表

2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年

# 【A票】

# 全員提出

## 令和6年度【後期分】授業料免除・徴収猶予申請書 提出時チェックリスト

学籍番号

氏名

このチェックリストを表紙としてください

書類は ①A4サイズ ②片面印刷 ③ホッチキス・ノリで留めずに 提出してください  
【原本】と明記されていない書類は、コピー提出でかまいません

▼該当項目にチェック

全員提出	<input type="checkbox"/> 【A票】 令和6年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書 提出時チェックリスト
全員提出	<input type="checkbox"/> 【B票-1】 令和6年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書 <input type="checkbox"/> 【B票-1】 に関する証明書類
学部生は提出 (留学生は除く)	<input type="checkbox"/> 【B票-2】 申請種別確認票 <input type="checkbox"/> 【B票-2】 に関する証明書類
全員提出	<input type="checkbox"/> 【C票-1】 家計一覧票 (所得) <input type="checkbox"/> 【C票-2】 家計一覧票 (控除)
全員提出	<input type="checkbox"/> 【D票-1】 本人および同一世帯全員(同一生計の別居者含む)の「住民票」 <input type="checkbox"/> 【D票-1】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【D票-2】 独立生計者の認定のための書類 <input type="checkbox"/> 【D票-2】 に関する証明書類
全員提出	<input type="checkbox"/> 【E票】 市区町村発行の「課税証明書(所得証明書)」または「非課税証明書」
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【F票】 「給与等所得」計算書 <input type="checkbox"/> 【F票】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【G票】 自営業等「給与所得以外」の計算書 <input type="checkbox"/> 【G票】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【H票】 退職金等「臨時的な所得」の計算書 <input type="checkbox"/> 【H票】 に関する証明書類
全員提出	<input type="checkbox"/> 【I票】 学生本人のアルバイト等申告書 <input type="checkbox"/> 【I票】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【J票】 本人以外の「国立学校」就学者状況票【原本】
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【K票-1】 「特別控除」計算書 (本人以外の就学者) <input type="checkbox"/> 【K票-1】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【K票-2】 「特別控除」計算書 (本人以外の就学者が国立学校で授業料免除者) <input type="checkbox"/> 【K票-2】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【K票-3】 「特別控除」計算書 (母子父子世帯・生活保護・障害者・原爆被爆者) <input type="checkbox"/> 【K票-3】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【K票-4】 「特別控除」計算書 (長期療養者) <input type="checkbox"/> 【K票-4】 に関する証明書類 <input type="checkbox"/> 【K票-4の療養費算出票】
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【K票-5】 「特別控除」計算書 (家計支持者別居・罹災・父母以外の収入) <input type="checkbox"/> 【K票-5】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 【M票】 特別事情者の指導教員推薦書 <input type="checkbox"/> 【M票】 に関する証明書類
該当者のみ提出	<input type="checkbox"/> 成績証明書【原本】 他大学から修士課程・博士後期課程に入学する <b>新入生</b> (学部入学者・本学出身者は不要)

# 令和6年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書

東京藝術大学長 殿

令和 年 月 日

令和6年度 後期分授業料について、関係書類を添えて以下の通り申請します。

▼申請項目1～3のいずれかひとつにチェック

- 1. 授業料免除のみを申請
- 2. 授業料徴収猶予（延納）のみを申請 ※延納の期限：後期は1月末（結果通知で指定する日）
- 3. 授業料免除および授業料徴収猶予を申請

▼【学部2023・2024年度入学者、大学院2020年度以降の入学者のみ対象】

授業料改定にともなう「修学支援奨学金」申請欄（希望する場合はチェック）

- 4. 学力基準外により「免除不許可」となった場合、「修学支援奨学金（給付型）」を申請

本人	学籍番号： ・本学出身の「新入生」は旧学籍番号： ・他大学出身の「新入生」は大学名： フリガナ 氏名 住所 [電話] [携帯] [メール]	年次	専攻  ←【提出】出身大学の成績証明書（原本）
	保証人	氏名（父母等） 住所 [電話] [携帯] [メール]	続柄
<p>【申請理由】 本人が具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙（様式自由）を添付してください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
<p>これまでに授業料免除申請をしたことがありますか ▼該当するものに○印 ない ある：直近の申請 令和 年度（前期分・後期分） 申請結果：全額免除・2/3免除・半額免除・1/3免除・1/6免除・免除不許可</p>		<p>主たる家計支持者が、直近1年以内に死亡した方 その方の氏名 (続柄 ) 年 月 日 死亡 【提出】（コピー可） D票-1に添付 ①住民票除票 ②死亡した方の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）</p>	
<p>▼被災された方は該当にチェック  <input type="checkbox"/> 2011年3月 東日本大震災 / <input type="checkbox"/> 2016年4月 熊本地震 / <input type="checkbox"/> 2024年1月 能登半島地震          現在も家計に影響が <input type="checkbox"/>ある(K票-5に記入) / <input type="checkbox"/>ない          罹災証明書の有無 <input type="checkbox"/>ある(K票-5に記入) / <input type="checkbox"/>ない</p>			

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

# 【B票-2】学部生（留学生は除く）のみ全員提出 申請種別確認票

## 1. 2020年度以降入学の学部生

▼申請種別のいずれかひとつにチェック

□1. 高校の卒業年度等が理由（※1、※2）で、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない

※1 高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過した方（いわゆる3浪以上の方）

※2 高卒認定試験合格者で、受験資格取得年度初日から認定試験合格日の属する年度末日まで5年経過の方

□2. 日本学生支援機構給付奨学金に、「家計基準外」で申請できない

【提出】日本学生支援機構給付奨学金「シミュレーション結果」（コピー可）

以下 URL のシミュレーション（保護者の方向け）で、「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」という結果が出た方のみ申請できます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

□3. 日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、支援区分が「支援なし」

【提出】日本学生支援機構スカラネットパーソナルの詳細情報画面で「支援なし」が確認できるスクリーンショット

□4. 9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する

□5. 1の※1に該当しない方（いわゆる2浪以内の方）で、他大学で日本学生支援機構給付奨学金に採用歴がある

【提出】日本学生支援機構スカラネットパーソナルの詳細情報画面で「給付履歴」が確認できるスクリーンショット

## 2. 2019年度以前入学の学部生

▼申請種別のいずれかひとつにチェック

□1. 高校の卒業年度等が理由（上記1の※1、※2参照）で、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない

□2. 日本学生支援機構給付奨学金に、「家計基準外」で申請できない

【提出】日本学生支援機構給付奨学金「シミュレーション結果」（コピー可）

以下 URL のシミュレーション（保護者の方向け）で、「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」という結果が出た方のみ申請できます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

□3. 日本学生支援機構給付奨学金に既に採用されていて、以下いずれか

・支援区分が「支援なし」

・新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分免除を希望する

□4. 9月に日本学生支援機構2次採用の給付奨学金に申し込む予定で、以下いずれか

・不採用だった場合、現行制度の授業料免除・徴収猶予を希望する

・新制度の免除額が現行制度の免除額よりも少ない場合、差額分免除を希望する

まず現行制度（この申請書/8月上旬締切）に申し込み、忘れずに新制度（日本学生支援機構2次採用/9月中旬締切）も申し込んでください。新制度に申請しなかった方は、現行制度の申請を取り下げます。

□5. 最短修業年限を超過しており、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない

特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の【M票】）に基づき審査の対象となります。

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

家計一覽票(所得)

1. 本人を含む同一世帯全員（同一生計の別居者含む）について記入してください。

- (1) 「世帯」（家族）は、前期は4月1日現在、後期は10月1日現在で記入。
- (2) 父または母が死亡・生別の場合は、氏名を記入し（ ）で囲む。→例（芸大太郎）
- (3) 同一生計で、単身赴任等による別居者は「続柄」に○をする。→例 ⊙
- (4) 働いていない方の職業欄は「無職」と記入。
- (5) 独立生計者で申請する場合も、本人の父母等の氏名を記入し（ ）で囲む。→例（芸大太郎）
- (6) 【学部生のみ対応】生計維持者が地方税法上扶養している子ども（※）の氏名の頭に▲をつける。→例 ▲藝大花子

※申告対象となる扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも年長でない人や生計維持者の尊属でない人。生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含めない。住民税の扶養親族とは、2023年12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告または住民税申告で申告し、対象となった方。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。また社会保険上の扶養とは異なるので注意。詳細は、学生課奨学係にお問合せください。

① 父母、祖父母等「就学者以外」の家族

続柄	父（才）	母（才）	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）
氏名					
職業					

② 就学者（本人を含む）の家族 ※「就学者」に予備校生等は含みません

続柄	申請者本人	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）
氏名					
在学名	東京藝術大学	国公私	国公私	国公私	国公私

同一世帯の人数①+②  
人

留学生（私費外国人留学生）は、本人の情報のみ記入  
ただし家族（配偶者と子）が日本滞在の場合は、その記入も必要

2. 同一世帯全員（同一生計の別居者含む）の収入 下記の所得ごとに世帯全員分を記入

① 給与所得

【F票】「給与等所得」計算書で算定した金額を記入

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

② 自営業等「給与所得以外」の所得

【G票】自営業等「給与所得以外」の計算書で算定した金額を記入

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

③ 退職金等「臨時的な所得」

【H票】退職金等「臨時的な所得」の計算書で算定した金額を記入

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

④ 学生本人のアルバイト収入、留学生の仕送り・援助等

【I票】学生本人アルバイト等申告書で算定した金額を記入

アルバイト収入	仕送り・援助（留学生）	学振特別研究員研究奨励金	奨学金（給付型）
,000円	,000円	,000円	,000円

3. 該当者は○で囲む

独立生計者・留学生

独立生計者の認定(大学記入)： 認定する・認定しない

【C票-2】

全員提出

学籍番号

氏名

## 家計一覧票(控除)

下記の世帯として認定された場合、所得から控除されます。

※独立生計者・留学生は、「父母以外の者で収入を得ている世帯」には非該当。

▼申請項目にチェック

▼控除額

<input type="checkbox"/> 申請学生(本人)の「通学種別控除」 <b>全員記入</b>	<input type="checkbox"/> 自宅 280,000円 <input type="checkbox"/> 自宅外 720,000円	独立生計者・留学生は「自宅」にチェック
<input type="checkbox"/> 本人以外に就学者がいる世帯	,000円	【K票-1】特別控除計算書の算定金額を転記
<input type="checkbox"/> 本人以外の就学者が国立学校で授業料免除を受けている世帯	,000円	【K票-2】特別控除計算書の算定金額を転記
<input type="checkbox"/> 母子・父子世帯	490,000円	【K票-3】の該当項目にチェック
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯およびこれに準ずる世帯	所得控除せず 学力基準・収入基準を緩和	【K票-3】の該当項目にチェック
<input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯	障害者1人につき 860,000円× 人 ,000円	【K票-3】特別控除計算書の算定金額を転記
<input type="checkbox"/> 原爆被爆者および被爆者の子弟	所得控除せず 学力基準・収入基準を緩和	【K票-3】の該当項目にチェック
<input type="checkbox"/> 長期療養者のいる世帯	,000円	【K票-4】特別控除計算書の算定金額を転記
<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者が別居している世帯	,000円	
<input type="checkbox"/> 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	,000円	【K票-5】特別控除計算書の算定金額を転記
<input type="checkbox"/> 父母以外の方が収入を得ている世帯	,000円	



## 本人および同一世帯全員（同一生計の別居者含む）の「住民票」（コピー可）

・世帯全員分が掲載されているもの

・申請日から3ヵ月前以降に発行されたもの

・マイナンバーが記載されていないもの

記載されている場合は、マイナンバーを黒塗りすること。

・住民票住所に居住していない場合

現住所が確認できる書類（公共料金請求書・アパート契約書・宅配伝票・郵便物など）のコピーも提出。

申請者本人・家族、いずれも必要

### <同一生計とは>

生計を共にしている（生活費を共有している）家族を指します。

必ずしも同居を要件としません。

例えば以下の例は「生計を一にする」とみなします。

- ・勤務・修学・療養費等の都合で別居していても、余暇には起居を共にする
- ・常に生活費・学資金・療養費等の送金が行われている

※なお、父母等を含めない世帯を持ち、一定の基準を満たせば「独立生計者」として認定します。  
別途必要となる書類を【D票-2】で確認すること。

### <直近1年以内に「主たる家計支持者」が死亡した方>

下記証明書を提出。

- ①住民票除票（写） ②死亡した方の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（写）

### <留学生（私費外国人留学生）の住民票>

・日本の主要空港では、入国審査で上陸が許可されると、その場で「在留カード」が交付されます。

・新しく日本に入国し、3ヵ月を超えて滞在する外国人は、居住地を定めた日から14日以内に居住地の市区町村で「住民登録」が必要です。

・「住民登録」が済めば、原則「住民票」は即日発行されます。

・渡航したばかりで「住民登録」がまだの方は、まず「在留カード」コピーを提出してください。  
後日、必ず「住民票」を提出してください。

・「在留カード」のみの提出は認めません。

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

## 独立生計者の認定のための書類

## ＜独立生計者とは＞

- ・父母等を含めない世帯を持ち、下記の認定基準を満たす方
  - ・①申請者に配偶者や子供がいる ②申請者が配偶者の被扶養者になっている 場合でも、基準を満たせば独立生計者に該当する
- ※「父母等」とは、学生が独立生計者になるまで、学生を扶養していた方を指す  
 ※両親からの仕送りが無い（折り合いが悪い等）だけでは、独立生計者とは認定されません

## ＜独立生計者の認定基準＞

学部生	社会人の経歴を経て入学した方 または 結婚して配偶者がいる方 さらに、申請時点で以下（１）～（４）をすべて満たす方
大学院生	申請時点で以下（１）～（４）をすべて満たす方

- （１）所得税法上および健康保険上、父母等の扶養親族でない方。
- （２）本人および配偶者の父母等と別居している方。
- （３）父母等から経済的な援助を受けていない方。
- （４）以下①～③のいずれか一つの条件にあてはまる方。
  - ①前年度に本人（配偶者を含む）に年間130万円を超える恒常的な給与収入 または 事業等の所得があり、その収入について所得証明書等が発行される方で、今年度も状況が変わらない方。
  - ②今年度、新たに職に就いた等の事情で、本人（配偶者を含む）の収入（給与奨学金（年額）、給与収入を含めた金額）が年間130万円を超える見込みで、その根拠となる証明書等（下記参照）が提出できる方。証明書等が提出できなければ、この条件に該当しないとみなす。
  - ③前年度以前に定職につき給与等の収入があったが、本人が本学入学のために退職・休職し無収入となり、就労時の預貯金によって生活をしていて、その預金残高が130万円を超える方。

＜認定に必要な書類＞ **申請者本人・配偶者分 すべて提出**

## 全申請者

- ・本人が筆頭（配偶者が筆頭のものも含む）の健康保険被保険者証 【D票-2】に添付

## 上記認定基準（４）②に該当する方

- ・今年度の収入見込を裏付ける書類（以下例） 申請者本人は【I票】、配偶者は【F票】【G票】に添付
  - 給与支払見込証明書
  - 日本学術振興会研究員採用決定通知
  - 奨学金（貸与型は不可）の受給額がわかるもの

## 上記認定基準（４）③に該当する方

- ・預貯金等の残高証明書 【D票-2】に添付
- ・退職・休職を証明する証明書（過去に本基準で認定されている方は不要） 【D票-2】に添付

**独立生計と認定できない場合、父母等のD～G票の追加提出を求めます**

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

## 令和6年度(令和5年分)

## 市区町村発行の「課税証明書(所得証明書)」または「非課税証明書」(コピー可)

## &lt;提出対象者&gt;

提出	本人・同一生計全員分(別居者含む)・配偶者と子
提出不要	本人と同一生計の就学者

※「同一生計」の定義は、【D票-1】を参照

## &lt;証明書の内容&gt;

- ・収入がある場合は「課税証明書」「所得証明書」等を提出。
- ・収入がない場合は「非課税証明書」等が必要。
- ・市区町村により証明書の名称が異なります。
- ・「収入金額」「所得金額」「控除額」「住民税額(所得割額・均等割額)」が確認できるものを提出。
- ・住民税額は「0円」「非課税」と記載される場合もあります。

★課税証明書・非課税証明書は、1月～5月は前々年の税額、6月～12月は前年の税額の内容で交付されます。これに該当しない場合は、最新の内容で発行を依頼すること。

★今年1月1日時点で日本に居住している → 居住している市区町村の役所に申請。

★今年1月2日以降に転居した → 転居前の市区町村の役所に申請。

▼以下に該当する場合、チェックおよび日付を記入

★今年1月1日に日本に居住していなかった

令和6年(2024年) 月 日に入国した(する)ため、本証明書は発行されません。

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

# 【F票】

# 該当者のみ提出

学籍番号 \_\_\_\_\_

※就学者は提出不要（本人の配偶者は必要）

氏名 \_\_\_\_\_

## 「給与等所得」計算書

- ・1人につき1枚使用。
- ・学生本人は【I票】に記入。

所得者氏名： _____ 父・母・その他（ _____ ）		提出書類 （コピー可）
▼該当項目にチェック		
<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 賃金 <input type="checkbox"/> 役員報酬 （白色申告も含む）  ※複数受給は 合算 ※退職金は 【H票】	<input type="checkbox"/> <b>2023年1月</b> 以前から継続勤務中 2023年度「源泉徴収票」の「支払金額」を記入 _____ 円 <input type="checkbox"/> ① <b>2023年2月</b> から継続勤務中 ② <b>2024年</b> に新規採用（予定含む） ①の方は2023年度「源泉徴収票」、②の方は職場の「支払見込証明書」、 さらに①②とも「給与明細書（直近3ヵ月分）」をもとに以下を算出 月額平均 円 × $\left\{ \begin{array}{l} 15\text{ヵ月} \\ \text{or} \\ 12\text{ヵ月} \end{array} \right\}$ = 年収相当額 円 賞与があれば15ヵ月、賞与がなければ12ヵ月分を掛ける	勤務先発行 「源泉徴収票」 「支払見込 証明書」 「給与明細書 （直近3ヵ月分）」 等
<input type="checkbox"/> 失業給付金	<input type="checkbox"/> <b>2024年4月</b> 以降の給付額（3月分までは不要） _____ 円	職業安定所発行 「雇用保険受給 資格者証」
<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 恩給  ※複数受給は 合算	<input type="checkbox"/> <b>2023年1月</b> 以前から継続受給中 2023年度「公的年金等の源泉徴収票」の「年金額」を記入 _____ 円 <input type="checkbox"/> ① <b>2023年2月</b> 以降から継続受給中 ② <b>2024年</b> に新規受給（予定含む） ①の方は2023年度「公的年金等の源泉徴収票」 ②の方は「年金振込通知書」等をもとに算出 1ヵ月分支払額 _____ 円 × 12ヵ月 = 年収相当額 _____ 円 ↑ 支払額が5ヵ月分なら、その5分の1を記入	「公的年金等の 源泉徴収票」 「年金振込 通知書」 等  ※確定申告書は 不可
<input type="checkbox"/> 傷病手当 <input type="checkbox"/> 生活保護費 <input type="checkbox"/> 障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当  ※複数受給は 合算	<input type="checkbox"/> <b>2023年1月</b> 以前から継続受給中 2023年1月～12月の「(該当の)手当金通知書」等の「手当額」を記入 _____ 円 <input type="checkbox"/> ① <b>2023年2月</b> 以降から継続受給中 ② <b>2024年</b> に新規受給（予定含む） 「(該当の)手当金通知書」等をもとに算出 1ヵ月分支払額 _____ 円 × 12ヵ月 = 年収相当額 _____ 円 ↑ 支払額が5ヵ月分なら、その5分の1を記入	自治体等発行 「(該当の)手当 通知書」  ※受給額が わかる書類

上記の収入金額すべてを合計（合計後、千円未満は切り捨て） → \_\_\_\_\_ , 000円

合計額を【C票-1】「家計一覧票(所得)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

自営業等「給与所得以外」の計算書

- ・1人1枚使用。
- ・学生本人は【I票】に記入。

所得者氏名： _____ 父・母・その他（ _____ ）		提出書類 （コピー可）
▼該当項目にチェック		
<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 個人経営 <input type="checkbox"/> 農業 ※公的給付は 下欄も記入 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 水産業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 地代 <input type="checkbox"/> 利子・配当 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> <b>2023年1月</b> 以前から継続営業中 ・今春に提出した「確定申告書」の『所得金額』で、 <u>プラス額のみ</u> を合計。 ただし、 <u>給与・年金</u> は算入せず【F票】に記入。 ・所得がマイナスの場合は「0円」と記入。（＋－相殺はしない） _____ 円	今春に申告した「 <b>確定申告書</b> 」 <b>第一表、第二表</b> （青色申告者は青 色申告決算書も提 出）  <b>【注意】</b> 紙提出は受付印が あるもの。 e-Taxは「 <b>受付結 果（受信通知）</b> 」 も 添付。  確定申告していな い場合、 <u>直近3カ 月分</u> の収入金額・ 必要経費・所得金 額がわかるもの
	<input type="checkbox"/> <b>2023年2月</b> 以降から継続営業中 ・今春に提出した「確定申告書」の『所得金額』で、 <u>プラス額のみ</u> を合計し、 「月収相当額」を算出のうえ記入。ただし、 <u>給与・年金</u> は算入せず【F票】に 記入。 ・所得がマイナスの場合は「0円」と記入。（＋－相殺はしない） 月収相当額 _____ 円 × 12ヵ月 = 年収相当額 _____ 円 ↑ 所得金額が5ヵ月分なら、その5分の1を記入	
	<input type="checkbox"/> <b>2024年</b> _____ 月から新規で <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 営業予定 月収予想額 _____ 円 × 12ヵ月 = 年収予想額 _____ 円	事業主等の申立 書 （書式事由）
<input type="checkbox"/> 農業 農業に係る 公的給付金	<input type="checkbox"/> <b>2023年1月</b> 以前から継続受給中 2023年度「とも補償金交付確定通知書」「転作奨励金交付証明書」等の 「公的給付金額」を記入。 _____ 円  <input type="checkbox"/> ① <b>2023年2月</b> 以降から継続受給中 ② <b>2024年</b> に新規受給（予定含む） 「とも補償金交付確定通知書」「転作奨励金交付証明書」等の「公的給付金額」 を記入。 _____ 円	農協発行 「とも補償金交 付確定通知書」 市区町村役場発行 「転作奨励金交 付証明書」 等

上記の収入金額すべてを合計（合計後、千円未満は切り捨て） → \_\_\_\_\_ , 000円

合計額を【C票-1】「家計一覧票(所得)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

【H票】

該当者のみ提出

学籍番号 \_\_\_\_\_

※就学者は提出不要（本人の配偶者は必要）

氏名 \_\_\_\_\_

退職金等「臨時的な所得」の計算書

・1人につき1枚使用。

所得者氏名： 父・母・その他（ ）		提出書類 (コピー可)
▼該当項目にチェック		
<input type="checkbox"/> 退職金	2024年4月から2024年9月まで6ヵ月間の収入額または見込額	勤務先発行 市区町村発行 「支払(見込) 証明書」 等
<input type="checkbox"/> 退職一時金		
<input type="checkbox"/> 資産譲渡による所得	「公租公課等」の経費があれば、その額を控除 <input type="text"/> 円	
<input type="checkbox"/> 山林所得		
<input type="checkbox"/> その他		
※複数受給は合算		



上記の収入金額すべて合計（合計後、千円未満は切り捨て） →	, 000円
-------------------------------	--------



合計額を【C票-1】「家計一覧票(所得)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

## 学生本人のアルバイト等申告書

項目			提出書類(コピー可)			
<b>1. 2023年1月から現在まで継続しているアルバイト、留学生の仕送り・援助等</b> 恒常的で、今後も継続するものを記入			勤務先発行 「源泉徴収票」 「支払見込証明書」 「給与明細書(直近3ヵ月分)」等  「確定申告書」 第一表・第二表等 (青色申告者は青色申告決算書も提出)			
継続中のアルバイト等 留学生の仕送り・援助等	受給期間	平均月額				
	年 月 ~ 年 月	円				
	年 月 ~ 年 月	円				
	年 月 ~ 年 月	円				
平均月額の合計 円 × 12ヵ月 = 年額 円 ①						
<b>2. 日本学術振興会特別研究員研究奨励金</b>			「採用決定通知」			
月額 円 × 12ヵ月 = 年額 円 ②						
<b>3. 2024年4月から2025年3月まで1年間の「給付型」奨学金受給状況(予定含む)</b> ・貸与奨学金・日本学生支援機構の給付奨学金は記入不要。 ・前期分申請後に採用された給付奨学金は、後期に修正申告が必要。			「奨学生採用決定通知書」等 受給額がわかる書類			
奨学金等の名称	受給月額	受給年額				
	円	円				
	円	円				
受給年額の合計 円 ③						
<b>4. 学生本人の1ヵ月当たり家計状況 独立生計者・留学生のみ記入</b> ・「アルバイト、仕送り・援助等」の合計は、上記1「平均月額」と一致させる。 ・「収入合計」と「支出合計」を一致させる。 ・配偶者の収入は「その他」に含める。			<b>【留学生注意点】</b> ・仕送り・援助等は、「留学生の提出書類と注意点」(p.10-11)をよく確認すること。  ・「預貯金額(1年間分以上)が確認できるもの」通帳コピーやアプリ画面等 ※日本語訳を記入 ※円換算の記入と、為替レートの根拠資料添付			
一ヵ月あたり収入	アルバイト	円		一ヵ月あたり支出	食費	円
	仕送り・援助	円			家賃	円
	奨学金(貸与型)	円			水道・光熱費	円
	返還する奨学金				就学費	円
	奨学金(給付型)	円			本人の授業料を除く	
	返還不要の奨学金				交通費	円
	預貯金取り崩し	円			遊興・娯楽費	円
	その他( )	円			その他	円
合計	円	合計		円		
上記のとおり相違ありません。						
申請者氏名: _____						

上記 ①②③ それぞれの金額を【C票-1】「家計一覧票(所得)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

## 本人以外の「国立学校」就学者状況票

この証明書は、東京藝術大学に在学中の学生が2024年度の授業料免除の申請をするために必要な書類です。貴学在学中の兄弟姉妹、配偶者等の下記事項について証明をお願いいたします。

貴学在学者（申請者の兄弟姉妹、配偶者等）  
所属学部・研究科等  
学籍番号  
氏名

東京藝術大学在学者（免除申請者）  
学籍番号  
氏名

- ・対象の就学者は2年生以上です。ただし同じ大学内で進学の場合は、前年度状況について証明が必要です。
- ・国立学校とは、高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校(高等課程・専門課程)です。
- ・国立学校でも、幼稚園・小中学校・専修学校(一般課程)・各種学校(盲学校・ろう学校)は提出不要です。

-----【以下は学校担当者により記入・証明をお願いいたします】-----

## 国立学校「授業料免除」状況証明書

学校名			
学校種別	<input type="checkbox"/> 大学（大学院） <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程） <input type="checkbox"/> 専修学校（専門課程）		
入学年月	年 月	学年（証明日現在）	年
通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外		

## 2023年度授業料免除状況

授業料[年額] 円

区分	免除実施状況	免除実施額
—	<input type="checkbox"/> 本年度入学者につき該当しません ※	—
前期	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 一部（ ）免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 国費留学生	円
後期	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 一部（ ）免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 国費留学生	円

※同じ大学内で進学の場合は、前年度状況について証明をお願いいたします。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

学校名

所属

担当者氏名

印

電話番号

証明を受けた後、【K票-1】または【K票-2】に添付して提出



# 【K票-1】

# 該当者のみ提出

学籍番号 \_\_\_\_\_

# 「特別控除」計算書

氏名 \_\_\_\_\_

・本人と同一生計の方（別居者、独立生計者の配偶者を含む）が該当すれば、所得から一定額が控除されます。

項目	特別控除額	提出書類 (コピー可)
	▼該当項目にチェック	
本人以外に 就学者がいる 世帯	・後期分申請者は10月1日現在の学種で記入 ・「海外留学」は「私立」に記入 ・専修学校(一般課程)・予備校・職業訓練学校等は控除できません	「学生証」 「生徒証」等 の両面 ただし 小中学生と 【J票】提出者 は不要
「国立学校」 かつ 「授業料免除を 受けている」 ↓ この票ではなく 【K票-2】に 記入	<input type="checkbox"/> 小学生 ( 80,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 中学生 ( 160,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 国・公立/高校生 <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 280,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 470,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 私立/高校生 <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 410,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 600,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 国・公立/高等専門学校生 <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 360,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 550,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 私立/高等専門学校生 <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 600,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 800,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 国・公立/大学生(大学・大学院・短大) <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 590,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 (1,020,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 私立/大学生(大学・大学院・短大) <input type="checkbox"/> 自宅通学 (1,010,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 (1,440,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 国・公立/専修学校(高等課程生) <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 170,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 270,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 私立/専修学校(高等課程生) <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 370,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 460,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 国・公立/専修学校(専門課程生) <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 220,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 ( 620,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 私立/専修学校(専門課程生) <input type="checkbox"/> 自宅通学 ( 720,000円× 人= 円) <input type="checkbox"/> 自宅外通学 (1,120,000円× 人= 円)	「住民票」と 「学生証」等 で 自宅外を証明 できない場合、 現住所が確認 できる書類(公共 料金請求書等)を 添付
専修学校の 一般課程生は 対象外		

上記の控除額すべてを合計(合計後、千円未満は切り上げ) → \_\_\_\_\_ , 000円

合計額を【C票-2】「家計一覧票(控除)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

### <学校種別の主な内容>

1. 高等専門学校 : 中学校を卒業した者を受け入れ、5年間一貫で専門的な学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する学校。
2. 専修学校 高等課程 : 中学校卒業を入学資格とし、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程。「高等専修学校」と称することができる。
3. 専修学校 専門課程 : 高等学校卒業を入学資格とし、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程。「専門学校」と称することができる。
4. 専修学校 一般課程 : 特に入学資格は定めていない。高等課程および専門課程以外の教育を行う。

「特別控除」計算書

・本人と同一生計の方（別居者、独立生計者の配偶者を含む）が該当すれば、所得から一定額が控除されます。

・【K票-1】記載の「学校種別の主な内容」も参照。

項目	特 別 控 除 額	提出書類
本人以外の 就学者が、 「国立学校」 で 「授業料免除」 を受けている 場合  【J票】の証明 に基づき記入  専修学校の 一般課程生は 対象外	<p>▼該当項目にチェック</p> <p>◆前期・後期とも「全額免除」を受けている方</p> <p><input type="checkbox"/> 高校生</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (280,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (470,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等専門学校生</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (360,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (550,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 大学生 (大学・大学院・短大)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (280,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (720,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 専修学校 (高等課程生)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (170,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (270,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 専修学校 (専門課程生)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (200,000円× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (600,000円× 人= 円)</p>	【J票】原本
専修学校の 一般課程生は 対象外	<p>◆前期・後期とも「半額免除」または「一部免除」を受けている方</p> <p>◆前期・後期のいずれかが「全額免除」「半額免除」「一部免除」の方</p> <p><input type="checkbox"/> 高校生</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (280,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (470,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等専門学校生</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (360,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (550,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 大学生 (大学・大学院・短大)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (280,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (720,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 専修学校 (高等課程生)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (170,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (270,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 専修学校 (専門課程生)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅通学 (200,000円+授業料納付額× 人= 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅外通学 (600,000円+授業料納付額× 人= 円)</p>	授業料納付額は 昨年1年間に 納付した授業料 を記入 (免除を受けた 場合は、免除額 を差し引く)

上記の控除額すべてを合計（合計後、千円未満は切り上げ）→ \_\_\_\_\_ , 000円

【K票-2】の合計が【K票-1】の控除額を超えた場合は、【K票-1】の「控除額」を上限として記入。

合計額を【C票-2】「家計一覧票(控除)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

「特別控除」計算書

・本人と同一生計の方（別居者、独立生計者の配偶者を含む）が該当すれば、所得から一定額が控除されます。

項目 ▼チェック	特別控除額	提出書類 (コピー可)
<p><input type="checkbox"/> 母子・父子世帯</p> <p>父： 死亡・生別</p> <p>母： 死亡・生別</p> <p>※生別とは、離婚・未婚・行方不明等</p>	<p>＜母子・父子世帯に該当する要件＞</p> <p>※申請者に子供がいる場合、要件に該当すれば適用</p> <p>※父母との死別等による理由以外で「独立生計者」となっている場合は非対象</p> <p>▼該当要件にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 母または父と18歳未満の子の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 母または父と18歳未満の子および60歳以上で経済力のない祖父母の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 18歳未満の子の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 祖父母と18歳未満の子の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子および60歳以上で経済力のない祖父母の世帯</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・18歳未満の子とは</p> <p>18歳以上でも ①就学者(本人含む) ②長期療養や心身障害等で経済力がない方を含みます。</p> <p>・経済力のない祖父母とは</p> <p>①給与・年金収入のみなら「支払金額」が166万円以下の方</p> <p>②給与・年金収入以外なら「所得金額(収入金額-必要経費)」が50万円以下の方</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>控除額(一律) <input type="checkbox"/> 490,000円 (左記控除の他、学力基準が緩和されます)</p> </div>	<p>【D票-1】の「住民票」で確認します</p>
<p><input type="checkbox"/> 生活保護世帯およびこれに準ずる世帯</p>	<p>生活保護法による被保護世帯、およびこれに準ずると認められる世帯の方</p> <p>所得控除はありませんが、収入基準・学力基準が緩和されます。</p>	<p>「生活保護決定通知書」等 受給額がわかる書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯</p>	<p>＜障害者控除に該当する要件＞</p> <p>▼該当要件にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法15条4項の規定により交付を受けた「身体障害者手帳」に、身体障害がある人として記載されている方、またはこれに準ずる方</p> <p><input type="checkbox"/> 公害疾病の認定を受けた方、かつ、当該公害による身体上の障害がある方</p> <p><input type="checkbox"/> 原子爆弾によって被爆し、身体機能に障害のある方</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方、もしくは知的障害があると判定される方</p> <p><input type="checkbox"/> 常に就床するなど複雑な介護を要する方</p> <p>・障害者の更生医療費に関する支出は、【K票-4】長期療養者に該当すればあわせて控除できます。</p> <p>・下記控除の他、収入基準・学力基準が緩和されます。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>控除額(一律) <input type="checkbox"/> 障害者1人につき860,000円× 人= 円</p> <p>①障害者氏名 _____ ②障害者氏名 _____</p> </div>	<p>「障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等</p>
<p><input type="checkbox"/> 原爆被爆者および被爆者の子弟</p>	<p>所得控除はありませんが、学力基準・収入基準が緩和されます。</p>	<p>「被爆者手帳」等</p>

それぞれの控除額を【C票-2】「家計一覧票(控除)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

「特別控除」計算書

- ・本人と同一生計の方（別居者、独立生計者の配偶者を含む）が該当すれば、所得から一定額が控除されます。
- ・上記の控除額その他、収入基準・学力基準が緩和されます。

項目	特別控除額	提出書類 (コピー可)																																																												
長期療養者のいる世帯	<p>▼該当項目にチェック</p> <p><b>＜長期療養者とは＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ病気等で6ヵ月以上、治療・療養を継続中または必要と認められる方のみ</li> <li>・申請時点で治療・療養が終了している方は非対象</li> </ul> <p><b>＜控除対象となるもの＞</b></p> <p>注：健康保険等によって医療給付を受ける金額、及び損害賠償等によって補てんされる金額は除く</p> <p>▼該当する治療費等をチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医師または歯科医師の診療費・治療費</li> <li><input type="checkbox"/> 病院・診療所の入院費</li> <li><input type="checkbox"/> マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師等の治療費</li> <li><input type="checkbox"/> 治療・療養のための医薬品</li> <li><input type="checkbox"/> 病院・診療所に通院する交通費（必要不可欠に限る）</li> <li><input type="checkbox"/> 看護人に対する費用、賄い費</li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険法による「要介護・要支援認定」を受け、サービスを利用した場合の自己負担額</li> </ul> <p><b>＜控除対象とならないもの＞ ※領収書に含まれていたら除く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時の差額ベッド代・食事代・病衣料</li> <li>・診断書料・保険適用外の文書料</li> <li>・老人ホーム等の入所代・食事療養代</li> <li>・光熱費</li> </ul> <p><b>＜療養費算出欄＞</b></p> <p>次頁【K票-4の療養費算出票】⑤ 現在までの支出額の合計 をもとに、今後の治療・療養見込期間を考慮し、年間支出金額を算出</p> <table border="1" data-bbox="311 1344 1300 1825"> <tr> <td>療養者氏名：</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月</td> <td>～</td> <td>年 月</td> <td>(見込)</td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間 (最高12ヵ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>円 ÷ カ月 =</td> <td>円 ×</td> <td>ヵ月 =</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="311 1500 1300 1657"> <tr> <td>療養者氏名：</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月</td> <td>～</td> <td>年 月</td> <td>(見込)</td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間 (最高12ヵ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>円 ÷ カ月 =</td> <td>円 ×</td> <td>ヵ月 =</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="311 1668 1300 1825"> <tr> <td>療養者氏名：</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月</td> <td>～</td> <td>年 月</td> <td>(見込)</td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間 (最高12ヵ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>円 ÷ カ月 =</td> <td>円 ×</td> <td>ヵ月 =</td> <td>円</td> </tr> </table>	療養者氏名：					療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)	現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)		⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円	療養者氏名：					療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)	現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)		⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円	療養者氏名：					療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)	現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)		⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円	<p>医師等による「診断書」発行3ヵ月以内で6ヵ月以上継続した治療・療養が必要とわかるもの</p> <p>病院・薬局等の領収書（診断に基づくもの）</p> <p>直近1年分を月ごとにまとめて添付</p> <p>該当者の氏名が確認できるものに限る</p>
療養者氏名：																																																														
療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)																																																										
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)																																																											
⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円																																																										
療養者氏名：																																																														
療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)																																																										
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)																																																											
⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円																																																										
療養者氏名：																																																														
療養期間：	年 月	～	年 月	(見込)																																																										
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間 (最高12ヵ月)																																																											
⑤	円 ÷ カ月 =	円 ×	ヵ月 =	円																																																										

上記の控除額すべてを合計（合計後、千円未満は切り上げ） → \_\_\_\_\_ , 000円

合計額を【C票-2】「家計一覧票(控除)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

# 該当者のみ提出（療養者一人につき1枚）

## 【K票-4の療養費算出票】

療養者氏名： \_\_\_\_\_

（領収書は、該当者の氏名が記されているものに限る）

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### ＜控除対象となるもの＞

- ▼該当項目にチェック
- 医師または歯科医師の診療費・治療費
  - 病院・診療所の入院費
  - マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師等の治療費
  - 治療・療養のための医薬品
  - 病院・診療所に通院する交通費（必要不可欠なものに限る）
  - 看護人に対する費用、賄い費
  - 介護保険法による「要介護・要支援認定」を受け、サービスを利用した場合の自己負担額

### ＜控除対象とならないもの＞ ※領収書に含まれていたら除く

入院時の差額ベッド代・食事代・病衣料、診断書料・保険適用外の文書料、老人ホーム等の入所代・食事代、光熱費等

### ＜下表「④補填される金額」の例＞

入院保険金、通院保険金、高額療養費、高額介護費、一部負担還元金、損害賠償金 等

病院・施設名： \_\_\_\_\_

健康保険の種類：  国保  社会保険  後期高齢者医療  その他（ \_\_\_\_\_ ）

	①入院分	②外来分	③介護サービス (自己負担分)	④補填される金額 (上記参照)	⑤現在までの支出額 ①+②+③-④
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
年 月	円	円	円	△ 円	円
合 計	円	円	円	△ 円	⑤ 円

**⑤ 現在までの支出額の合計 を【K票-4】＜療養費算出欄＞の**

**計算式にあてはめ、年間支出金額を算出**

「特別控除」計算書

・本人と同一生計の方（別居者、独立生計者の配偶者を含む）が該当すれば、所得から一定額が控除されます。

項目	特別控除額	提出書類 (コピー可)																											
▼チェック	▼該当項目にチェック																												
<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者が別居している世帯	<対象> ・別居のため特別に支出する住居費・光熱水道費・家具家事用品の実費。 <非対象> ・上記「対象」以外の支出。 ・単身赴任手当が職場から支給されている、諸事情(不仲等)による自発的別居、母子家庭等で就学のために別居している等。 ▼申請時までの支出金額を基に、今後の年間支出見込金額を算出 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td style="text-align: right;"><u>上限 710,000円</u></td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>円÷②</td> <td>ヵ月=③</td> <td>円×④12ヵ月=</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記控除額(千円未満は切り上げ)</td> <td style="text-align: right;">, 000円</td> </tr> </table>	現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	<u>上限 710,000円</u>	①	円÷②	ヵ月=③	円×④12ヵ月=	上記控除額(千円未満は切り上げ)			, 000円																
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	<u>上限 710,000円</u>																										
①	円÷②	ヵ月=③	円×④12ヵ月=																										
上記控除額(千円未満は切り上げ)			, 000円																										
<input type="checkbox"/> 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯  被害額や復旧費用の実費控除ではありません。  東日本大震災・熊本地震の被害額は2023年度状況を記入。	<対象> ・申請前年から現在までの被害で支出増大・収入減少など、将来2年以上にわたり著しく困窮状態が続くと認められる場合に限る。 ・所得税の雑損控除を受ける(た)場合は、その額を除く。 <非対象> ・損害保険・損害賠償等で補てんされた場合。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>日常生活必需品の被害</td> </tr> <tr> <td>最低限度の衣料、家具購入費、修理費等： 具体的被害状況：</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>生産手段の被害(田・畑・店舗等)</td> </tr> <tr> <td>長期にわたり収入減を予想される年間金額： 具体的な被害状況：</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">, 000円</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 日常生活必需品の被害		最低限度の衣料、家具購入費、修理費等： 具体的被害状況：	円	<input type="checkbox"/> 生産手段の被害(田・畑・店舗等)		長期にわたり収入減を予想される年間金額： 具体的な被害状況：	円	上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)		, 000円		消防署、市区町村役場発行の「被災証明」・ 警察署発行の「盗難届出証明書」等被害を裏付けるもの  および「領収書」等被害額が確認できる書類 (いずれもコピー可)															
<input type="checkbox"/> 日常生活必需品の被害																													
最低限度の衣料、家具購入費、修理費等： 具体的被害状況：	円																												
<input type="checkbox"/> 生産手段の被害(田・畑・店舗等)																													
長期にわたり収入減を予想される年間金額： 具体的な被害状況：	円																												
上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)																													
, 000円																													
<input type="checkbox"/> 父母以外で収入を得ている世帯 「独立生計者・留学生」は対象外  【例】働く兄弟姉妹  年金収入のある祖父母	一人あたりの控除額 <u>上限380,000円</u> ・一人の収入が「給与・年金等」「給与所得以外」両方なら、上限380,000円を記入。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入 / 所得</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給与・年金等</td> <td><input type="checkbox"/>1,040,000円以下</td> <td>控除額なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1,040,000円を超え1,512,500円未満</td> <td>給与所得額 - (給与所得額×0.2+830,000円)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1,512,500円以上</td> <td>一律380,000円を上限に控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給与所得以外</td> <td><input type="checkbox"/>380,000円未満</td> <td>所得額と同額を控除</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>380,000円以上</td> <td>一律380,000円を上限に控除</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>該当者氏名：</td> <td>控除額：</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>該当者氏名：</td> <td>控除額：</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>該当者氏名：</td> <td>控除額：</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)</td> <td style="text-align: right;">, 000円</td> </tr> </table>	所得の種類	収入 / 所得	計算式	給与・年金等	<input type="checkbox"/> 1,040,000円以下	控除額なし	<input type="checkbox"/> 1,040,000円を超え1,512,500円未満	給与所得額 - (給与所得額×0.2+830,000円)	<input type="checkbox"/> 1,512,500円以上	一律380,000円を上限に控除	給与所得以外	<input type="checkbox"/> 380,000円未満	所得額と同額を控除	<input type="checkbox"/> 380,000円以上	一律380,000円を上限に控除	該当者氏名：	控除額：	円	該当者氏名：	控除額：	円	該当者氏名：	控除額：	円	上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)		, 000円	
所得の種類	収入 / 所得	計算式																											
給与・年金等	<input type="checkbox"/> 1,040,000円以下	控除額なし																											
	<input type="checkbox"/> 1,040,000円を超え1,512,500円未満	給与所得額 - (給与所得額×0.2+830,000円)																											
	<input type="checkbox"/> 1,512,500円以上	一律380,000円を上限に控除																											
給与所得以外	<input type="checkbox"/> 380,000円未満	所得額と同額を控除																											
	<input type="checkbox"/> 380,000円以上	一律380,000円を上限に控除																											
該当者氏名：	控除額：	円																											
該当者氏名：	控除額：	円																											
該当者氏名：	控除額：	円																											
上記控除額の合計(千円未満は切り上げ)		, 000円																											

それぞれの控除額を【C票-2】「家計一覧票(控除)」に転記してください

証明書類は、ホッチキス・ノリで留めずに、この用紙に重ねて提出

この書式は、指導教員作成用として Word 形式でもダウンロードできます。

修得単位皆無者・修得単位不足者・留年者・標準修業年限超過者のうち

## 特別事情者の指導教員推薦書

東京藝術大学長 殿

令和 年 月 日

推薦学生：学籍番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_

上記の学生は特別事情に該当すると判断しましたので推薦します。

推薦者（指導教員署名） \_\_\_\_\_ (印)

※非常勤の先生等、他の先生と連署等が必要な場合は、推薦欄、署名等を振り分けるなど、適宜ご記入願います。

【注】特別事情による留年または標準修業年限（休学期間を除き、学部4年間、修士2年間、博士3年間）を超過できる期間は、原則として学部・修士は1年間、博士は2年間とします。

ただし、学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができます。

↓該当する事項の [ ] に○を入れ（複数可）、次頁に該当事項についての詳細な事情を記入願います。

(1) 病気 診断書(写)を添付 ※病気には外傷を含むが、法令等に違反した行為が原因の場合は除く

- [ ] イ 長期療養のため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。
- [ ] ロ 休学期間に満たない期間の病気のため単位修得ができなかった。
- [ ] ハ 単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった。
- [ ] ニ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(2) 留学

- [ ] イ 留学のため、標準修業年限内での単位修得ができなかった。（本来の学業修得のため真に有益であると認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く）
- [ ] ロ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(3) 大学院学生の論文作成

- [ ] イ 研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年または標準修業年限を超過。  
**※本人と指導教員とで協議の上、正式に承認された研究計画に基づく在学延長であること（本人の自己都合のみによる留年ではないこと）を具体的に次頁に記入願います。**
- [ ] ロ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(4) その他

- [ ] イ 出産・育児のため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。
- [ ] ロ 国または地方公共団体等の求めに応じて公共的な事業に参加するため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。
- [ ] ハ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイトまたは常勤の業について。
- [ ] ニ 本人が身体障害者。
- [ ] ホ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る。なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学・転学部等の受験、就職のため等、自己都合により、留年または標準修業年限を超過している場合は除く）

# 【M票：推薦書】

## ＜推薦理由を記入する際の注意点＞

- ◆前項で○を付けた特別事情についての具体的な説明を、必ず詳細に記入願います。
- ◆記入の際には、学生支援室等で配付している「授業料免除および徴収猶予 留年・修業年限超過者の取扱について（「特別事情者」の考え方）」を参照してください。
- ◆「大学院学生の論文作成」が理由の場合、**本人と指導教員とで協議の上、正式に承認された研究計画に基づく在学延長であること（本人の自己都合のみによる留年ではないこと）**を具体的に記入願います。
- ◆「病気」が理由の場合、**裏付けとなる医師の診断書（写し）の添付が必要です。**

推薦学生：学籍番号

学生氏名

### 推 薦 書